

聖語藏の寫經に就いて

(聖語藏本三階佛法攷)

大屋徳城

るが、今は三階佛法の一種より發見されぬ。二種といふのは、

明三階佛法 上下 二卷

略明衆生根機淺深法 一卷

で、四種といふのは、これに次の二種を加へたものである。

三階律周又同に 九卷

三階律 三卷

併し此の二種は彼土に於ける三階經籍の目錄には見えぬのであるが、何れも三階を冠し、且つ前二種と並べて擧げてある點から考へて、必ずや三階系に屬するものである事は疑ひを容れぬ。外題に定准が無い爲め、彼土の經錄に見ゆる何れかの別名を觀るが穩當な見解であらう。

解であらう。

二

凡そ三階系に屬する經籍がどれ程あつたかといふに、歴代の經錄に著録されたものを考ふるに、數十部あつた事が分る。即ち碑には對根起行之法三十餘卷、三階佛法四卷、傳(續高僧傳)には、對根

*C.P. Takahashi
pp. 156-7*

隋信行の三階宗は開皇二十年の勅禁を始めとし、唐の聖曆二年、開元十三年の禁斷相踵いで起つた爲め、典籍彼土に滅び、敦煌地方と、本邦に寫本が残存して、近來再び世に出づるやうに爲つた。而して、傳寫の系統に二大系統があることは、廣く敦煌系統の寫本と本邦傳來の寫本とを比較研究してみれば、明かなる事實である。余は前者を敦煌系といひ、後者を寧樂系と呼ばんを欲する。而して、其の理由は元來三階宗の經籍は編次亂雜を極め、外題にも定准がなかつたので、思ひ思ひに寫傳する間に、斯様な有様となつたのであらう。

敦煌系と寧樂系を比較對照するに、種類に於いては敦煌系が優り内容は寧樂系が少くともシステマチックといへよう。敦煌は支那の西南邊土であるから、由緒正しい本が傳はらなかつたかも知れぬが唯多種多様の本が雜然と傳はつたかと思はれる。

今寧樂系を觀察するに、少くとも二種若くは四種あつたやうであ

4 texts recorded in Japan

*Probably
seen in Korea
cat's under a different name*

起行、三階集錄、山東諸制家事諸法合四十餘卷を擧げ、歷代三寶紀卷第十二には二部三十五卷、大唐內典錄卷十には三部七十九卷、大周刊定衆經目錄卷第十五、偽經目錄には二十二部二十九卷、開元錄卷第十八、別錄中は三十五部四十四卷、貞元錄卷第十には三十五部四十四卷、同卷第十九に

隋沙門信行三階集錄 周錄雖載收之不盡 三十五部四十四卷

とあるから、三十五部四十四卷が三階宗經籍の全部であらう。而して、此の中本邦に傳はつたのは、前に述べた四種に過ぎぬ。三十部、四十四卷の書目は左の通りである 開元錄及び貞元錄

- 三階佛法 四卷
- 十大段明義 三卷
- 根機普藥法 二卷
- 三十六種對面不識錯法
- 大乘驗人通行法 一卷
- 對根淺深發菩提心法 一卷
- 對根淺深同異法 一卷
- 末法衆生於佛法內廢興所由法 一卷
- 學求善知識發菩提心法 一卷
- 廣明法界衆生根機法 一卷
- 略明法界衆生根機法 一卷
- 世間出世間兩階人發菩提心法 一卷
- 世間十種惡具足人迴心入道法 一卷

- 行行同異法 一卷
- 當根器所行法 一卷
- 明善人惡人多少法 一卷
- 就佛法內明一切佛法一切六師外道法 二卷
- 明大乘無盡藏法 一卷
- 明諸經中發願法 一卷
- 略發願法 一卷
- 明人情行法 一卷
- 大衆制法 一卷
- 敬三寶法 一卷
- 對根起行法 一卷
- 頭陀乞食法 一卷
- 明乞食八門法 一卷
- 諸經要集 二卷
- 十輪依義立名 二卷
- 十輪略抄 一卷
- 大集月藏分依義立名 一卷
- 大集月藏分抄 一卷
- 月燈經要略 一卷
- 迦葉佛藏抄 一卷
- 廣七階佛名 一卷
- 略七階佛名 一卷

[Sano] MAMA = S2C

本邦所傳の四種に就いて、其の寫傳流行を徴すべき文献は、古いところでは正倉院文書である。左に掲ぐる諸項は明かにこれを示してをる。

三 上 65 70 70 69 83
下 48 38 48

天平十九年十月九日寫疏所解の中に、

三階律周部九寫光緒軸表

又、

明三階佛法二寫上下

略名法界衆生根機淺深法一寫信行(マ) 光軸

天平十九年十二月二日寫疏手實帳の中に、

明三階佛法二卷

又、

明三階佛上卷用六十五枚65 上

又、

略明法界衆生根機淺深法一寫

又、

明三階佛法下卷用紙 冊八枚 48

天平十九年十二月三日寫疏所解の中に、

明三階佛法下卷用紙冊八枚

天平十九年十二月十五日寫疏所解の中に、

明三階佛法上卷用七十二枚一枚金綱 下卷用卅八一枚金綱 二枚金万目

上 70

下 38

120

又、

略明衆生根機淺深法一卷用卅五一枚金綱 二枚金万目

天平十九年十二月十五日經師寫疏布施充帳の中に、

明三階佛法五

又、

明三階佛法下卷冊八

又、

略明法界衆生根機淺深法一卷二

又、

略明法界衆生根機淺深法一卷用卅三

天平廿年三月十七日經疏充本帳の中に、

明三階佛法上卷用七十 下卷卅五張

天平廿年八月四日經律奉請帳の中に、

三階律同部九寫光緒軸表

三階律三寫

天平廿年裝漢文部會彌麻呂手實の中に、

明三階上一卷 用紙六十九張 上 69

天平勝寶元年東大寺寫一切經所解の中に、

明三階佛法二卷

天平勝寶二年十一月十三日寫疏裝漢造紙上表の中に、

明三階佛法二卷上下 冊八十三枚

〔天平勝寶五年五月七日類聚〕奉寫章疏集傳目錄の中に、

上下 83

17

748

上 70

下 35

105

747

2冊 上下

2卷

3 texts copied used for New Canon
 o Kanjutsu also perhaps
 1st 2 are lost, latter 2 books in Kanjutsu, the 4 d. l. texts

略明衆生根機淺深法一卷 卅五紙

明三階佛法二卷

以上を通覽すると、三階律周又同に部九卷、三階律三卷、明三階

佛法二卷、略明法界衆生根機淺深法一卷の四種が傳はつた事は明かである。而して、前二者は絶えて其の後の傳來を詳にせぬが、後二者は鎌倉時代の著書に引用著録せられ、就中三階佛法は現に三種の寫本が傳はつてをる。

尙天平十九年十月九日、禪院寺より奉請の寫經所解の中に、大乘集輪疏二白實大乘十輪經疏三弓也

又、天平勝寶元年八月の東大寺寫一切經所解の中に、

十輪經抄上卷

と見えてをる。これは三階經籍中の十輪依義立名二卷、十輪略抄一卷に相當するものではあるまいか。後に述べるが如く、鎌倉時代の道忠の著に、**神昉の十輪經抄を引用する**ところから考へると、此れ等は三階宗に屬するものではないかと思はれる。

四

後の二者の其の後の傳來を考ふるに、三階宗の經籍は貞元錄に據る一切經には復び編入せられたので、貞元錄に據る一切經を藏した寺には傳はつた譯である。今明かな文獻は神護寺略記と、高山寺縁起建長五年の二種である。前者に神護寺に三部の一切經がある事を高信錄擧げて、其の中の一部は貞元錄に據る一切經であると述べて居る。

Are records that 信行's works are missing from the Canon

一經藏一切經等事 三本内

一本者金泥一切經 貞元錄

鳥羽院御願也、被相副目錄二卷、朝隆卿筆跡、後白河院御代被安置當寺。

後者は高山寺の東經藏の一切經の闕本四十四卷を補寫した事を記し、夫れが信行の三階佛法以下である事を示してをる。三階佛法以下の四十四卷は貞元錄の三十五部で、即ち三階經籍の全部である。

一經藏二字 東經藏 (中略)
 奉納一切經 附貞元錄

合大小乘經律論及賢聖集等

總一千二百三十八部

合五千三百五十一卷内

缺本四十四卷見在五千三百七卷、信行禪師三階佛法已下四十四卷欠、而相當上人十三年之忌辰續彼缺本二滿一部畢。

(下略)

高辨は寛喜四年正月十九日の寂であるから、十三回忌は寛元二年に當る。建長五年は寛元二年より十年後なり。

鎌倉時代の流行は釋淨土群疑論探要記卷第十四に右二書を引用して居り、神昉の十輪經抄を引用してをる。之れも三階宗のものであらう。華嚴五教章通路記卷第十三には三階集錄の名を擧げて、藏經中に存する事を述べてあるに依つて明かである。釋淨土群疑論探要記は道忠の著はすところで、道忠は弘安四年正月十九日の寂であり、華嚴五教

Records in the Tanshi, in the Kegongyosho tsu hi

草通路記は東大寺凝然の著すところ、凝然は元亨元年九月五日、八十二歳の寂で、通路記は正安二年六十一歳に撰し初め、應長元年七十二歳の時續撰したものである。凝然國道忠は三階經籍を論じて、

於中、三階佛法四卷、法界衆生根機淺深法一卷、僅雖得之、其餘二十九卷所未見及也。

といひ、凝然は藏經之中有三階集錄五卷。

こいつて居る。而して、鎌倉時代に信行の事が知られて居た事は源空念佛興行の時、元久二年十月南都から捧げた念佛停廢の奏狀に專修の九失を擧ぐる中、第四妨三萬善二失の終に左の如くいつて居るに依つて明かである。

昔信行禪師之立三階行業、孝慈比丘之止一乘讀誦、全不輕大乘、量未世機、制止其行、然信行成大蛇身、百千徒衆住其口中、孝慈當鬼神之害、士人同類忽臥高座下、謗大乘業中最大、雖五逆罪復不能及、是以彌陀悲願引攝雖廣、誹謗正法捨而無救、於戲西方行者所惡在誰乎。

足利以後の流行を明かにせぬが、徳川時代に挫僻打磨編の著者が見たやうにいつて居るが、事實かどうか疑はしい點もある。

五

さて翻つて此れ等三階宗の經籍は何人の將來に係るものであらうか。將來必ずしも一度に限つたわけではなし。幾度將來しても關は

Tempo 17
texts are from
Canon brought
by
禪院寺

ぬのであり、事實必ずしも一度でなかつたかも知れぬ。而して、文献に確證の徵すべきものがないから、推定するより外はない。余は種々の點から、道昭と玄昉を將來者に擬定したいと思ふ。道昭將來説の根據は天平十九年九月九日の寫經所解である。此の解に依れば、三階律周部も、明三階佛法も、略明衆生根機淺深法も禪院寺から奉請して居る。即ち解の終に、從禪院寺奉請疏論等歷名如件。

とある。禪院寺は道昭歸朝の後、元興寺の東南隅に建てた寺で、其の寂後、弟子等が奈良の新京に移した寺である。續紀に平城右京の禪院といふものが夫れであるから、此に三階宗の經籍があつたことは、道昭の將來と考へても誤はなからう。道昭は白雉四年入唐、長安に於いて親しく玄奘に隨ひ、法相宗を傳へて歸り、文武天皇四年三月己未に寂して居る。即ち奈良朝以前に屬する。隨つて三階宗の經籍は藤原京時代に既に渡來した譯である。

次に玄昉將來説の根據は續紀天平十八年六月己亥寂するの條に、靈龜二年入唐、天平七年歸朝、經論五千餘卷を賣したとある點に存する。當時の一切經は大概開元錄の一切經で、一部五千四十八卷であるから、五千餘卷の中には、一切經以外のものがあり、其の中に三階宗の經籍もあつたであらうと推定するのである。

其の他にも將來者があつたかも知れぬが、文献の闕乏に依つて推定する事が出来ぬ。寧樂系の三階宗の經籍は何れも此の系統に屬するものであらう。

d. 701 654 went to China, he may call Howan Tsang who transmitted the 3 texts

法苑珠林卷之三
 三時佛法內
 一切利根見有見衆生三音明知摩訶
 薩佛威德思益莊嚴三音能明一切利根有
 見衆生三音最大廣家大外道之當九量之
 諸佛菩薩等不能迴轉一切利根空見有
 衆生四音明知大方廣十輪經大集日藏
 分條與雜阿含經同善說文當一切諸佛

正會院聖語藏本

三時佛法卷之二
 三時佛法內一切關教法其他關乃至致唯
 得一切寂大輕歌現在少分概得得果也
 承厥盡不受一切三途惡果報生當經
 經王言大即成就如是十種功德而得名為
 行法行王者若其國內有洋賊去具四種兵
 與法行王關詳圖次及外國王乘相投其故
 與大關集四都矣一切魂府行法行何被
 彼亦共關戰今言大王行法行王當應思惟
 於三時中出三方便入陣關戰何等三時
 謂初入時中入時後入時大王當知初發人持
 作方便者行法行王若見逆王今特後作
 三種思惟一者思惟此逆王所有兵馬為
 與我等為當降我若與我等共關戰者後復

法隆寺所藏本

さて、本邦に現存する三階宗の経籍は、三階佛法一部のみであるが、此の三階佛法に三種の寫本がある。

- (一) 正倉院聖語藏本 第二、第三、第四、三卷(零本)
- (二) 法隆寺本 第一、第二、二卷(零本)
- (三) 興聖寺本 第一、第二、第三、第四、第五、五卷(完本)

六

聖語藏本は卷子本で、第二は堅二十六センチ弱、第三は堅二十五センチ、二ミリ、第四は堅二十五センチ、六ミリ。第二、第四は俱に完本、第二は前部闕失し、朽葉色の標紙を有し、題號あり、第四も同様であるが、標は半ば爛脱し、題號が無い。第三は標紙題號俱に缺り、三本共に軸身黒漆塗、軸端朱漆塗の軸が附いて居る。

法隆寺本は卷子本で、堅二十五センチ、二ミリ、第一、第二共各一卷としては何れも完結し、朽葉色の標紙があり、題號を有する。而して、各巻黒漆塗の軸が附いて居る。

興聖寺本は卷子を改摺した折本で、五帖共堅凡二十五センチ、四ミリ、横凡九センチ、六ミリ、第一、第二、第三は俱に前部闕失、第四、第五は各完結した本で、五帖共に葉袋紙の表紙が附いて居る。第一は上本、第二は上末、第三は下上、第四は下中、第五は下々とあり、即ち上下二巻である事は正倉院文書と明に一致して、其の傳來の正しい事を示して居る。而して、第五の終は切斷されて、題號を闕いて居る。

以上の三本共に全巻に烏絲欄を設け、聖語藏及び法隆寺の兩本は一行凡十七字^{時に十八}で何れも書寫の紀年が無い。聖語藏本は各巻末に「交了」の墨書があり、第二には更に「明勝房分」の墨書の背書がある。法隆寺本は各巻末に「交了」の墨書があり、興聖寺本は帖に依つて異なるが、一行凡十三字から十六七字に及び、全部を通じて五六筆から成り、筆者や紀年に就いては一も記載が無い。三本共料紙は何れも粗末なる楮紙で、就中聖語藏本が最も佳良、殊に第四は鳥の子の立派なものである。聖語藏本も法隆寺本も撰號を有せぬが、興聖寺本の第五の奥に、左記一行の識語があつて、撰述の年時を示してをる。

大隋開皇十二年在京師眞寂寺撰

今試に三本の異同を表にして示せば、次の通りである。

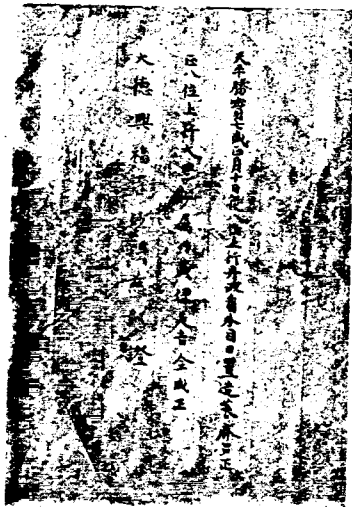
五	四	三	二	一	(卷) (法隆寺本)	(聖語藏本)	(興聖寺本)
(闕)	(闕)	(闕)	(存)	(存)	(存)	(存)	(存)
<p>興聖寺本第四の殘部と同第五の全部に相當す (內容は存すれども第五の名稱は存せず)</p>					<p>但首部爛脱す 法隆寺本の首より二百三十九行に相當する部分を闕く 法隆寺並に聖語藏本の首より三十行に相當する部分を闕く 同 上</p>		

ms copy date
 S. & H.
 some no.
 1/15
 1/15
 1/15

右の三本を對校して影印したのが拙著^{三本對校影印}三階佛法上下二卷（大正十四年九月發行）である。同じ三本對校といつても、或は聖語藏本を底本とし、或は法隆寺本を底本とし、或は興聖寺本を底本として、錯雜亂離、支離滅裂の法を排し、最も完全なる興聖寺を底本とし、聖語藏、法隆寺の兩本を以て、嚴肅なる良心を以て校訂したのが、三本對校影印三階佛法である。殊に上下二卷に還元したところは、正して寧樂朝の古へに復歸させた積りである。

七

聖語藏本は右校訂に際し、特に奈良帝室博物館長久保田鼎氏の厚脊に依つて、親しく原本に就いて研究し、他二本と對校を試みたので、當時の眼福今尙忘れ難きものがある。その傳來に就いては、詳細に之れを知る事を得ぬが、聖語藏はもと東大寺尊勝院の經藏で、明治に至つて、正倉院に附屬し、帝室の秘庫と爲つたのである。抑尊



卷經藏語聖院會正

勝院は天曆元年光智の建つるところで、華嚴の院家であるから、^{寺要錄}種々の書籍を藏して居たのであらう。三階佛法に就いては傳來の徵すべきものがないので、明かに知る事が出来ぬが、書風から觀て、鎌倉時代の寫經と思はるゝから、永久、保安頃の寫經と推定さるゝ、法隆寺本よりは聊か下るものであらう。舊尊勝院聖語藏古經卷目錄には左の如く著錄されてある。

三階佛法

卷二 卷三 卷四

三卷

要するに、斯る貴重なる經籍が本邦に三種迄も存する事は、非常に誇るべき事であり、就中聖語藏本が帝室の秘庫に納つて居ることは、我が皇の威嚴を増し、國家の榮光を莊嚴する所以であつて、感激措く能はざるものである。

（昭和四年十月二十六日京都に於いて記す）